別表１（第３条、第４条関係）

補助対象事業 １　事業区分	２　補助基準額	３　補助対象者	４　補助対象経費	５　所管課
１　人材確保体制構築支援事業				
(1) 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	30 分未満の同行支援１回につき 2,500 円 30 分以上の同行支援１回につき 4,000 円 （経験年数の短いヘルパー１人につき 30 回まで） 【中山間地域等に事業所が所在する場合】 30 分未満の同行支援１回につき 3,500 円 30 分以上の同行支援１回につき 5,000 円 （経験年数の短いヘルパー１人につき 30 回まで）	・訪問介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ※「(3)中山間地域等における採用活動の支援」のみ中山間地域等に所在する上記事業所	事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）として知事が認める経費	地域福祉課
(2) 研修体制の構築の支援	１事業所当たり 10 万円			
(3) 中山間地域等における採用活動の支援	１事業所当たり 30 万円			
２　経営改善支援事業				
(4) 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	１事業者グループ当たり 150 万円 【中山間地域等に所在する事業所のみを運営する法人を含む場合】 １事業者グループ当たり 200 万円	・訪問介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所	事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）として知事が認める経費	地域福祉課
(5) 経営改善の支援	１事業所当たり 40 万円			
(6) 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	常勤化する登録ヘルパー等１人につき １月当たり 10 万円（３か月まで）			
(7) 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	１事業所当たり 30 万円			

補助対象事業 1　事業区分	2　補助基準額	3　補助対象者	4　補助対象経費	5　所管課
3 地域の体制づくり支援事業				
(8) 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援	【訪問機能の導入時】 1事業所当たり150万円 【訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化支援】 訪問1回当たり1,000円 （訪問回数が300回/月に達するまで（導入後6か月まで)）	訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域で訪問機能を導入する通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所	事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金）として知事が認める経費	高齢福祉課
(9)訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置推進	【サテライト導入時】 サテライト1箇所当たり150万円 【導入後の一定期間の経営の安定化支援】 サテライト1箇所当たり100万円 （設置後6か月まで）	訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域でサテライトを導入する訪問介護事業所		